家計基準計算書　【記入例】

申込者氏名　長岡　太郎

Excelで網掛けの欄に必要事項を入力すると、判定結果が出ます。Excelはホームページからダウンロードできます。
Excelが使用できない場合は、①～⑨について手書きで記入し、計算してください。

①扶養している子どもの人数を入力してください。 3人以上子どもを扶養している場合、3人目から子ども1人につき40,000円を控除します。 （例：子ども3人の場合・・・40,000円、子ども4人の場合・・・80,000円）	3　人	控除額 40,000 円
②ひとり親世帯ですか。 該当する場合、40,000円を控除します。	はい 又は いいえ はい	控除額 40,000 円

生計維持者１人目

③課税証明書の「課税標準額」を入力してください。	2,000,000 円
④課税証明書の「市民税調整控除額」を入力してください。	1,500 円
⑤貸与額算定基準額（100円未満切り捨て） （③課税標準額）×６％－（④市民税調整控除額）－（①多子控除）－（②ひとり親控除）	38,500 円

生計維持者２人目

⑥課税証明書の「課税標準額」を入力してください。	0 円
⑦課税証明書の「市民税調整控除額」を入力してください。	0 円
⑧貸与額算定基準額（100円未満切り捨て） （⑥課税標準額）×６％－（⑦市民税調整控除額）	0 円

⑨貸与額算定基準額　合計（⑤＋⑧）	38,500 円

判定結果（⑨貸与額算定基準額が189,400円以下であること）	**基準を満たしています**

課税証明書サンプル

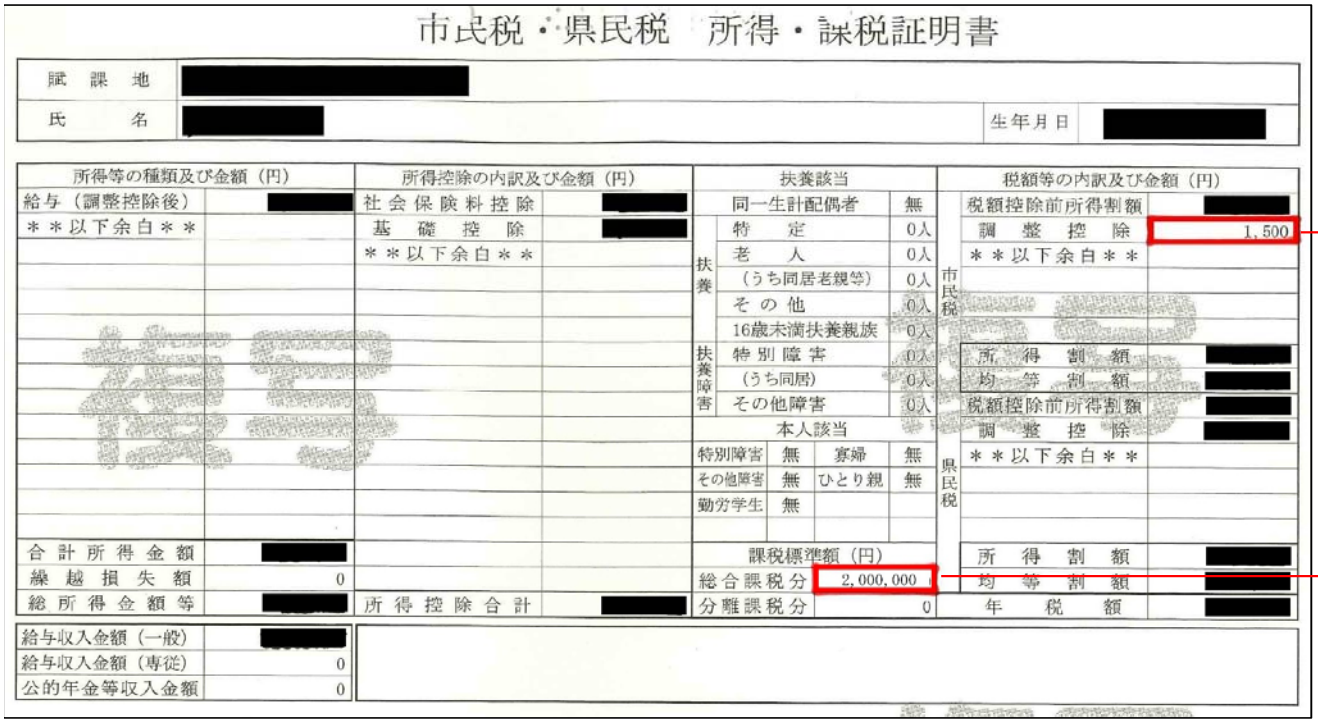

市民税・県民税　所得・課税証明書

賦課地	[redacted]						
氏名	[redacted]					生年月日	[redacted]

所得等の種類及び金額（円）		所得控除の内訳及び金額（円）		扶養該当		税額等の内訳及び金額（円）	
給与（調整控除後）	[redacted]	社会保険料控除	[redacted]	同一生計配偶者	無	税額控除前所得割額	[redacted]
＊＊以下余白＊＊		基礎控除	[redacted]	扶養 特定	0人	調整控除	1,500
		＊＊以下余白＊＊		扶養 老人	0人	＊＊以下余白＊＊	
				扶養 （うち同居老親等）	0人	市民税	
				扶養 その他	0人		
				扶養 16歳未満扶養親族	0人		
				扶養障害 特別障害	0人	所得割額	[redacted]
				扶養障害 （うち同居）	0人	均等割額	[redacted]
				扶養障害 その他障害	0人	税額控除前所得割額	[redacted]
				本人該当		調整控除	[redacted]
				特別障害 無	寡婦 無	＊＊以下余白＊＊	
				その他障害 無	ひとり親 無	県民税	
				勤労学生 無			
合計所得金額	[redacted]			課税標準額（円）		所得割額	[redacted]
繰越損失額	0			総合課税分	2,000,000	均等割額	[redacted]
総所得金額等	[redacted]	所得控除合計	[redacted]	分離課税分	0	年税額	[redacted]

給与収入金額（一般）	[redacted]
給与収入金額（専従）	0
公的年金等収入金額	0